

●令和6年度から令和8年度までの介護保険料段階と保険料額

段階	基準額に 対する割合	年間保険料	対象者
第1段階	0.285	16,580円	●生活保護の受給者 ●世帯全員が市町村民税非課税で老齢福祉年金を受給している方 ●世帯全員が市町村民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計額が <u>82.65万円</u> 以下の方
第2段階	0.485	28,220円	●世帯全員が市町村民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計額が <u>82.65万円</u> を超え、120万円以下の方
第3段階	0.685	39,860円	●世帯全員が市町村民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計額が120万円を超える方
第4段階	0.90	52,380円	●世帯の誰かに市町村民税が課税されているが、本人は市町村民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計額が <u>82.65万円</u> 以下の方
第5段階	(基準額)	58,200円	●世帯の誰かに市町村民税が課税されているが、本人は市町村民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計額が <u>82.65万円</u> を超える方
第6段階	1.20	69,840円	●本人が市町村民税課税で前年の合計所得金額が120万円未満の方
第7段階	1.30	75,660円	●本人が市町村民税課税で前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の方
第8段階	1.50	87,300円	●本人が市町村民税課税で前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の方
第9段階	1.70	98,940円	●本人が市町村民税課税で前年の合計所得金額が320万円以上420万円未満の方
第10段階	1.90	110,580円	●本人が市町村民税課税で前年の合計所得金額が420万円以上520万円未満の方
第11段階	2.10	122,220円	●本人が市町村民税課税で前年の合計所得金額が520万円以上620万円未満の方
第12段階	2.30	133,860円	●本人が市町村民税課税で前年の合計所得金額が620万円以上720万円未満の方
第13段階	2.40	139,680円	●本人が市町村民税課税で前年の合計所得金額が720万円以上の方

○合計所得金額

収入金額から必要経費に相当する金額を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額です。

第1～5段階については、公的年金等に係る雑所得を控除した金額を用います。第1～5段階の合計所得金額に給与所得が含まれている場合は、給与所得（所得金額調整控除がある場合は控除前の金額）から10万円を控除した金額を用います（控除後の額が0円を下回る場合は、0円とします）。

繰越損失がある場合は繰越控除前の金額、土地売却等に係る特別控除額がある場合は、「長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額」を控除した金額を用います。